

報告第12号

専決処分の報告について  
(損害賠償額の決定：生涯学習課)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年6月22日報告

小松島市長 中山俊雄

## 損害賠償額の決定について

市有施設の管理の瑕疵に基づく物損事故に関し、市の義務に属する損害賠償額を次のとおり決定する。

損害賠償額 867,679円

相手方 公益社団法人小松島市シルバー人材センター

事故発生年月日 令和2年2月11日

事故発生場所 小松島市南小松島町1番16号

### 事故の概要

教育委員会分庁舎（旧小松島市勤労青少年ホーム）において水漏れが発生し、同庁舎内で事業を行っている相手方の設備什器類を損壊するとともに休業損害を生じさせたもの。

令和2年3月26日 専決第4号

小松島市長 濱田 保徳